

平成 23 年 3 月 25 日

このたびの地震により被災されました会員自治体の皆様へ（お知らせ）

この度の地震により被災されました会員自治体の皆様に心からお見舞い申し上げます。
被災された会員自治体における今後の火災共済委託申込み、住宅災害見舞金申請等の事務の取扱いについて、ご連絡いたします。

なお、今後も当機構のホームページにて、逐次お知らせを掲載いたします。

1. 平成 23 年 4 月 1 日以降に共済期間が開始する火災共済委託申込等の手続きについて
共済委託物件の被災状況の把握等に時間を要すると思われること、郵便等の配送手段が混乱している状況にあることなどから、下記の取扱いをいたします。

(1) 委託契約の継続申込みについて

- ・継続申込手続きが共済期間の開始日までに困難な場合は、**電話、ファックス又はメール等で、その旨をご連絡ください。当分の間、継続申込み手続きを猶予いたします。**
- ・申込手続きが行える状況になりましたら、通常の手続きでお申込みください。

(2) 新規物件の共済委託申込み（新規申込み）について

- ・**電話、ファックス又はメール等で申込内容をご連絡ください。**仮申込みがあったものとしてお取扱いいたします。
- ・申込手続きが行える状況になりましたら、通常の手続きでお申込みください。

(3) 共済掛金の支払いについて

- ・**申込手続きがお済みで機構から承認書及び請求書が送付されている場合**
共済掛金の払込みは、送金手続きが行える状況になりましたらご送金ください。
- ・**すでに機構へ送金が済んでいる場合の滅失住宅等の契約の取扱い**
平成 23 年 4 月 1 日以降に共済期間が開始する委託契約の掛金が送金済みで、この地震により共済委託物件が被災し、共済委託をする必要がなくなった場合には、掛金を払戻しいたしますので、契約取消しの手続きが行える状況になりましたら解約申込書により通常の手続きでお申し出ください。

2. 住宅災害見舞金の交付について

地震により火災、倒壊等の被害があった場合に住宅災害見舞金をお支払いいたします。
被災状況が把握できましたら**電話、ファックス又はメール等で被災報告を行ってください。**

なお、見舞金のお支払いについての情報は、順次当ホームページに掲載いたします。

【お問い合わせ先】

事業部	担当	日暮・加越
	電話番号	03-3501-9497
	ファックス番号	03-3501-6914
	Eメール	kjk@kojukyو.or.jp